

都市建設環境常任委員会

説明資料

第5回 所管事務調査

上下水道事業に関する調査（上下水道局土地
取得から現在に至るまでの経緯について）

令和4年9月29日(木)
上下水道局 総務課

宿題1. 「沖縄諮詢会」について

（1）前回（令和4年6月17日）開催の所管事務調査における発言要旨

沖縄諮詢会が発した通知（土地調査ニ関スル件 沖総土第1号）の内容と米国海軍軍政府から発せられた米国海軍軍政府本部指令第121号「土地所有権関係資料蒐集に関する件」との相関性についてわかる文書等を出して欲しい。

（2）回答

・米国海軍軍政府本部指令第121号「土地調査ニ関スル件」により沖縄諮詢会総務部の責任の範囲内で「土地調査ニ関スル件」（沖総土第1号）が発せられ、一連の作業を経て「土地所有権証明」米国軍政府本部特別布告第36号によって、土地所有権が認められています。

《参考資料》

- ・「土地所有権関係資料蒐集ニ関スル件」
米国海軍軍政府本部指令第121号 【資料1】
- ・「土地調査ニ関スル件」
諮詢会総務部長（沖総土第1号） 【資料2】
- ・「土地所有権証明」米国軍政府本部特別布告第36号 【資料3】

（3）沖縄諮詢会の設立目的について

《参考資料》

- ・「仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明」 【資料4】
- ・「沖縄諮詢会機構図」 【資料5】
- ・「土地所有権認定作業等の流れ（年表）」 【資料6】

宿題2. 林野庁への照会について（戦前・戦後の保安林資料）

（1）これまでの経緯

- ・第3回所管事務調査にて、「久高議長提出資料に対する調査結果」として沖縄県森林管理課に確認結果を報告したところ、沖縄県だけでなく林野庁にも確認すべきとの発言があったため、確認いたしました。

（2）林野庁からの回答

《参考資料》

- ・林野庁への照会とその回答【資料7】

土地所有権委員を任命すること。

三、土地所有者は所有土地の申請書を該土地隣接の所有者たる保証人二名の連署を以て字所有権委員会に提出すること。土地所有者は嘗て自らの保証人たりし人をして己の保証人たらしめる事を得ず。

四、字土地所有権委員会は凡ての土地所有権の調査をなし之を村長に報告するものとす。字土地所有権委員会は必要に応じ土地所有権調査に関し他の字所有権委員会と協議することを得。

五、村土地所有権委員会は公有地並びに所有権未確定の土地を調査し記録を作成し之を村長に報告すべきものとす。村土地所有権委員会は必要に応じ土地所有権調査に關し他の村土地所有権委員会と協議することを得。

六、村長は村及び字土地所有権委員会に命じて特殊地域の状況を調査せしむることを得。

七、村長は各村及び各字五名の調停委員を任命するものとす。

土地所有権に関する係争は各調停委員会に提出さるものとす。

八、土地所有者死亡若しくは行方不明の場合は親等の近き者前所有者に代りて之を処理するものとす。親族皆無の際は村土地所有権委員会は之を調査し村長に報告するものとす。

一、沖縄に於ける土地所有権決定の準備として関係資料の蒐集は総務部の責任とする。

二、各村長は沖縄諮詢会総務部の監督の下に各村に五名の村土地所有権委員及び各字に十名の字

土地所有権関係資料蒐集 に関する件

(一九四六年二月二十八日)

一、沖縄諮詢会総務部の責任とする。

二、各村長は沖縄諮詢会総務部の監督の下に各村

する係争及び二ヶ村若しくはそれ以上の土地所有権委員会において協議されたるも猶決定し能はざる土地の係争は中央土地調停委員会に提出して裁断をあおぎ該調停委員会は之を沖縄諮詢会総務部に報告するものとす。

十、村長は受理したる資料を整理し、沖縄諮詢会総務部の精査を受くるを要す。村長は土地所有権委員会に依つて認定されたる土地を表示せる地図を沖縄諮詢会総務部へ提出するものとす。

依命通牒

ロイヤル ファーマン

沖縄土第一号
一九四六年四月十八日

各市町村長殿

諮詢会総務部長

土地調査ニ関スル件

一九四六年二月二十八日琉球諸島米国海軍々政本部ノ指令一二一号令ニ依リ
沖縄本島（所屬離島ヲ含ム）二市三郡ニ対シ土地所有權決定ノ準備トシテ關係
資料蒐集ノ目的ノ為土地所在ノ市町村長ハ村及字土地所有權委員会ノ調査又ハ
記録ノ報告ヲ徵シ併セテ右委員会ニ於テ認定セル土地ヲ表示セル地図ヲ當部ヘ
報告スル様相成居候而シテ本調査遂行ニ当リテハ種々ノ困難ヲ伴フモノト被存
候即戰災ニ因ル地形ノ変動所有者ノ疎開又ハ各出身地ヘノ移動未完了等ノ為早
急ニ本事務ノ進捗ヲ見ルハ困難事ト思料セラルゝモ本調査事務ノ遲延濟否ハ將
來各人ノ所有權ニ最モ重大ナル影響ヲ与フルモノニシテ過般執行ノ沖縄土地整
理以上ノ大事業ナルヲ以テ調査遂行ニ当リテハ慎重考慮ノ上良ク本通牒ヲ研
シ計画ヲ樹立シタル後調査ニ着手シ而シテ村字土地所有權委員会ノ指導監督ニ
任シ成ル可ク長日月ヲ要セズシテ調査ノ完璧ヲ期セラルゝ様御尽力相成度

何区何班何番	代理人	住 所	所 有 者
某	某	某	某

例

(K) 私立学校用地

(L) 沖縄県ノ社寺地、挙所

(M) 官有地

(N) 地 積

(1) 単位ハ坪ニ依リ表示シ坪未満ハ切棄ツルモノトス

(2) 但シ公簿等ニ依リ坪未満ノ端数判然セルモノハ此ノ限りニアラズ

(3) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルゝ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(4) 等級ハ各人ニ於テ記載ヲ要セズ字土地所有権委員会ニ於テ決定ノ上記載スルコト

(5) 字土地所有権委員会ニ於テ等級ヲ新ニ設定セントスル場合ハ從来ノ土地ノ沃瘠、耕作、水利、運輸ノ便否其他（地利、地勢、土地ト人口ノ疎密関係）時価賃貸料ヲモ参考ノ上決定スルモノトス尚各地目ノ等級ノ階級數ハ左記ニ依ラレタキコト

(6) 田畠ハ五階級程度
宅地（農村）其他ノ地目ハ大体二階級程度
但シ集団地（例、糸満、与那原、嘉手納、名護、渡久地、仲宗根）ハ此限りニアラズ(7) (1) 所有者ノ住所氏名ハ左記ニ依ルコト
(2) 例 何市何区何班何番
(3) 所有者死亡若クハ行衛不明又ハ不在（県外疎開等ノ為）ナル場合ハ親等近キ者前所有者ニ代リ申請スルモノトス
但シ此ノ場合ハ前所有者名代理者ノ住所氏名及前所有者トノ統柄等ヲ記載スルコト

(九) 摘要欄

現況 軍使用土地（飛行場、兵舎、物揚場、荷物集積場、病院其他）又

ハ公用地（学校、役所、倉庫敷地其他）公共用地（道路）ナル場合ハ其ノ

名稱坪数等ヲ記載スルコト

(10) 保證人ハ左記ニ依ルコト

(11) 隣接地ノ所有者二人ヲ保證人トスルコト

(12) 但シ自己ガ保證人タリシ土地ノ所有者ヲ自己ノ保證人トスルコトヲ得ズ

(13) (1) 隣地主不明又ハ保證人選定不能ノ場合ハ字土地所有権委員ヲシテ保證人タラシムルコトヲ得

(14) (1) 地 図
申請書ノ裏面ニ方位北ヲ上部トシテ見取図ヲ記載ノコト
一、地図ノ大サハ大体六百分の一（一分一間）程度ニスルコト
一、隣接地ハ地番地目ヲ記載シ尚道路水路等アル場合ハ之モ表示スルコト

(15) 申請書ノ裏面ニ方位北ヲ上部トシテ見取図ヲ記載ノコト

(16) 一、地図ノ大サハ大体六百分の一（一分一間）程度ニスルコト

(17) 一、隣接地ハ地番地目ヲ記載シ尚道路水路等アル場合ハ之モ表示スルコト

(18) 一、潰地アル場合ハ其ノ部分表示シ置クコト

(19) 注 意 事 項

(1) 各町村保管ノ土地台帳、地租名寄帳又ハ地図等残存シ之ニ依リ所有権ノ確認ニ支障ナキモノト認メラルゝ場合ハ其ノ部分ニ對シテハ土地所有申請書ノ提出ヲ要セザルコト

(2) 此ノ分ニ對シテハ町村ニ於テ報告書（地目別ニ地積、筆数、所有人員）ヲ作製シ提出セラレタシ

(3) 土地調査終了スル迄ハ耕地整理等ニ依リ土地ノ原形ヲ変更セザルコト

(4) 字土地所有権委員会ハ申請書ノ受理ヲ完了シタル時ハ時々会合ヲ為シ其ノ内容ヲ検査シ申請ニシテ正確ナリト認メラルゝ場合ハ実地調査ヲ省略スルコト

土地所有権証明

（一九五〇年四月十四日
米国軍政府本部特別布告第三六号）

沖縄群島民に告げる。

沖縄に於ける土地所有権の申請は過去三カ年の間、一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二一号首題「土地所有権関係資料蒐集に関する件」に従い村或いは字土地所有権委員に提出せられ各村長は各村及び各字に五名からなる調停委員会を設置し該委員会は所有権請求の効力を認定するため紛争を聴取し沖縄民政府に対し、各村長から土地所有権の申告及び紛争の聴取も充分に完了し、土地所有権の証拠となる証明書の発行を進める時期に達している旨報告された。

故に余、琉球諸島軍政長官米国陸軍少将ジョセフ・R・シーツは茲に土地所有権の認定及び証明を促進援助し、土地の使用及び所有権に関する一切の問題の解決に当たり公正的の処置を助長するため沖縄住民が当地に於ける土地所有権認定、証明及び登記の計画を進め完成するよう布告する。

第一条

一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二

一号による土地所有権申請の提出は一九五〇年六月三十日以前に行なうべきものとし、此の日は村或いは字土地所有権委員会に対する土地所有権申請の最終期日とする。其の後所有権の主張は訴訟として当該管轄巡回裁判所に於いて訴求しなければならない。

第一条

一九五〇年二月一日付軍政府指令第一号により設立された中央土地所有権認定委員会の委員は各村土地所有権委員会に於ける土地所有権申請の蒐集、調査及び地図作成の正確性を確定するため其の帳簿を審査する。村土地所有権委員会の仕事が基準要件にかなえば中央土地所有権認定委員会に土地所有権の未記入証明用紙を村土地所有権委員会に交付し証明計画を遂行するよう指示する。

第三条

一、村土地所有権委員会は未記入証明用紙を受理した後、字土地所有権委員会の助力を以て、土地所有権申請人の申請書原本に含まれる資料及び申請人が所有権を承継した前所有者の氏名及び取得の日付に於ける申請人の申請に基づいて、先ず争いのないものから未記入証明用紙の空白部分に記入する。当該財産の位置を記述する申請人の原図は相違点を指摘する註と共に証明書に転記する。その後署名を除いて完成された土地所有権証明書は一括保管し公示を以て三十日間一般の縦覧に供

される。其の間に異議ある者は同一の土地に對して権利を主張するための書面による申請通知を村字土地所有権委員会に提出する機会を与えられる。各村委員会は予め其の通知の指定期間を公示する。

二、一定の土地に対し申請が二件以上もある場合は所有権証明書を発行しないで、村所有権委員会は申請人に對し権利に關し争いあること、関係申請人の氏名及び権利認定のためには当該巡回裁判所に訴訟を提起する必要のある旨を通知する。所有権証明書の代りに此の通知の写を土地登記簿に綴込み。権利確認の宣告によつて最終的決定を見るまで留置き、有効な所有権証明書は其の時、裁判所の決定通り眞の所有者に交付される。

第四条

一、土地所有権証明書を公示して縦覧に供した後、該証明書に異議又は争いがない限り、村長はこれを承認して署名捺印し申請人たる土地所有者に交付しなければならない。

二、証明書原本により通知用謄本三通を作成し、その一通には表面に「土地登記所」と明記し他の一通には「税務署」更に他の一通には「中央土地事務所」と記入し、村長は各通を表示された関係所に送付する。

第五条

かくして署名された証明書は適法な土地所有権の証拠として認められる。但し、其の後当該

裁判所の正規裁判手続によりそれに優先する所有権が認定される場合はこれに従わず、かかる場合は当該裁判所から確認された其の所有権は村長の発行した争いのある証明書に優越する。

第六条

一、承認された土地所有者に對し優先的所有権の主張をなし、彼の所有権の有効性を争おうとする者は巡回裁判所に訴え提起しなければならない。そして土地の眞の所有権は裁判所の正規の手続と宣告によつて決定される。

二、此の場合、手続中の裁判所の書記は土地登記所、税務署、中央土地事務所に訴訟が続行中である旨の通知書を送付する。この通知書は総ての関係者に該土地所有権に關し訴訟が継続中であり、該所有権は係争されている旨を通告するものである。

三、所有権に關する紛争を解決する裁判所の宣

告は其の判決によつて認定された土地の眞正の所有者を記録上表示しなければならない。

四、現在認められている土地所有権が裁判所の最後の宣告によつて無効とされる場合には、土地登記簿にその旨を記入し、所有権証明書には裁判所の宣告の権限文と日付を含む註と共に「無効」と記入しなければならない。かくして土地所有権の有効なる証明書が土地登記所によつて発行される。

五、手続費用算定の問題は裁判所の裁量に委ねられる。

第七条

土地所有者は新しい土地所有権証明書を受領した後、それを土地登記所に於いて登記する義務を負う。

第八条

一定の土地に対する所有権の申告又は主張がない場合、又は土地所有権証明書の受領者がいない場合には、当該土地はその土地の所在地の村長が不在者のために管理する。

第九条

村長又はその任命する代理人はその管理する土地を次の手続によって管理する。

一、管理に属する土地についてはすべて地図を添付し三十日以内に中央土地事務所に報告する。

二、土地は、その所有者のために最も利益になるように利用し、その収益は村長が受託者又は管理者として所有者のために保管する。

三、村長は土地の利用及び管理に關し受託者又は管理者としての機能を充分になす権限を有する。村長はその土地に対する所有者の利益を減少する行為を認可してはならない。

四、村長又はその任命する代理人は土地所有者に対して受託者としての責任を負い、収入を徴収し、税を支払い、土地の維持改良のために支出ができる。但し一定の土地に対する支出がその土地から生ずる収入を超えて、又は一定の土地から生ずる余剰収入を税

の支払以外に他の土地のために使用してはならない。収入の上がらぬ土地に対する税は積立てられた収入から成る受託者の予備金から支払い、賃金の形にして其の土地に賦課する。その税としての賃金はその後所有者又はその承継人によって支払われるまでその土地に対する留置権を構成する。

第十条

一、土地登記所は再開し、沖縄民政府行政法務部の組織内に於て通常の職務を遂行する。登記所に於ては土地所有権に關する記録を永続的公簿に記入し、所定の手続に従つて所有権証明書を発行する。登記簿は治安裁判所の建物内若しくはその近くに存置する。

二、各土地登記所では新しい揃いの完全な土地登記簿を備え、現在の土地所有権計画により当該村長によって登記される土地所有権証明書はすべて当該登記所に於て登記される。爾後すべて土地の譲渡、処分、負担又は担保の設定若しくは法律関係の変更のある場合は、それを生ずる書類の写を行は後、三十日以内に当該登記所に提出し、登記所は通知用謄本を税務署及び中央土地事務所に送付しなければならない。

第十二条

一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二一号により組織された村及び各字の土地所有権委員会は、一九五一年二月二十八日其の任務を完了し機能を停止して解散する。土地所有者の土地に関する資料と共に適当に編綴して中央土地事務所に送致される。

第十三条

事情を承知し乍ら、又故意に不正の事実を主張して土地所有権証明書を取得したり、土地所有権証明書の発行に關連して故意に虚偽の陳述又は申請をなす者は五万円以下の罰金又は二年以下の懲役に処せられる。

本官署名年月日 一九五〇年四月十四日

沖縄列島軍政府長官 米国陸軍少将

ジョセフ・R・シーツ

確な地図を作成する。該事務所は村土地所有権委員会の仕事を調整し且つ土地登記所の遵守すべき統一された手続について進言をなす。該事務所は各村長によって管理される土地の管理報告を審査し、且つ管理中の土地の利用及び運営並びにこれから生ずる収入について勧告をなす。政府機関が土地を取得するに当たり発行する書類は中央土地事務所を経由するものとし、且つ該事務所はその取得を記録するものとする。

第十四条

組織名 沖縄諮詢会

開催日 1945 年 08 月 15 日 (昭和 20 年)

会議名 仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明

議事録 仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明 (別紙)

(この声明は一九四五年八月十五日石川市に招集された仮沖縄人諮詢会に対する米国海軍軍政府副長官ムーレー大佐の声明である。)

一、本官は軍政府副長官として沖縄に対する軍政府の方針、該方針遂行上沖縄住民に対する軍政府の期待、本会の為すべき事柄等説明するために本諮詢会を石川に招集したのである。

二、米軍政府の方針は沖縄住民が普通平時の職業及び生活様式に復旧し、自己の問題に就き漸次現在以上の権利を得べき社会、政治、経済組織を可及的迅速且広範囲にわたり設立することをその主眼とする。今日までは軍事上の必要並に戦争のもたらした非常事態のために本島民事は殆んど完全に米軍政府当局に於て取扱わなければならなかつた。而して諸問題処理に就ては沖縄の住民は貴重なる援助を与えて呉れた、彼等は忠実に能く軍政府当局と協力した。今や從前以上の責任と広範囲にわたる義務を委任し得べき時期が到来した様に思われる。本官は住民に於て此の大なる責任を負担する決意と能力がある事を期待して居るのである。沖縄の住民が漸次生活の向上と自己の問題に対する自由の回復を期待し得る安定した制度の設立は諸君が新に委任された任務を能く遂行する事に係っている。米軍政府は引き続き指導と物質的援助を与える。然し責任と管理は漸次沖縄の住民に委譲されなければならない。

三、戦争遂行上の必要は本島の面積の大部分を農産面より撤去し、少なくとも戦時中は多数の住民を従来人口の希薄にして住民を収容するには狭隘にして、肥沃ならず、且つ充分なる居住施設なき区域に移転することを余儀なくした。この事態に関連して起こる問題こそ軍政府及び住民の今後直面する問題の主要なるものである。

四、仮沖縄人諮詢会の諸君は、沖縄の政治、経済、福祉に通曉せる沖縄人として慎重に選定されたのである。諸君のうち一部は曾て責任ある地位にあり、又一部は現在各々の区域の組織管理及び福祉増進のため活動し重要な任務を負担している。諸君を招集した特別の目的は本官に於て沖縄人諮詢委員を選定するの必要上、人を推薦してもらうためである。右候補者は諸君の中より又は本会に出席し居らざる沖縄人にして委員候補者として考慮せらるべき者の中より詮衡しても差支がない。

五、軍政府に於ては諸君が直ちに会議を組織し本声明を審議し本日中に各々その区域に帰還することを予定している。而してこの声明を地方住民と共に討究し沖縄人諮詢委員会に何人が彼等を代表する事を望むか。その意見を徵せられたい。諸君は来る八月二十日石川に再会し同日諸君に於て沖縄人諮詢委員会員として最適任者たることに一致した十五名の沖縄人氏名を提出せられたい。本会は委員候補者推薦後、一応は停会し、今後本官の必要と認むる時に集会するものとす。

六、諸君の審議及び委員候補者詮衡に当りては人民に住居、被服、食糧及び医療を施すことが

当面の主要問題であることを念頭に置かなければならない。この問題は今日までの主要問題であり、今後引き続き緊要なる問題である。米軍政府当局は引き続き建築材料、被服、補給食糧、医薬類物資等を提供する。然し住民が外部の援助より独立すべく可急的に計画に努力することを期待する。

七、尚軍政府の目的は戦争遂行上の制限範囲内において住民に関し左の事項を実行することにあることを諸君の審議の参考までに通告しておく。

イ、移住

沖縄の全人口を臨時に左の九区に移転すること。

各区域における人口は左記の如く予想す。

前原区域	三万	石川区域	二万五千
漢那区域	三万	宜野座区域	四万
古知屋区域	三万	久志区域	三万五千
瀬嵩区域	五万	喜如嘉区域	四万
辺土名区域	四万		

ロ、住居

各区域に最初は仮住居を、新しき材料入手及び労力の組織が出来るに従って漸次充分なる住居を設置すること。

ハ、公衆衛生及医療

(1) 住民の健康保護のため公衆衛生及び健康保護手続きを講じ人道上必要な医療を沖縄人に施すこと。戦争で余儀なくされた密集生活状態は充分なる予防手段を講じ、そして厳密なるにあらざれば疾病を伝播するおそれあるを以ってこの事業は最も緊要なるものである。

沖縄人諮詢委員会が住民の健康保護の必要及び方法について充分なる認識を与えるため委員候補者中には最も権威ある沖縄人医学者を含むことを望む。

(2) 有能なる沖縄人を以て軍政府医務員と漸次交替することを奨励すること。このために軍政府病院に於ては看護婦養成の科目を設ける。

(3) 住民用飲料水が衛生上適当であることを保護し汚物（糞尿、塵芥、蔬菜類の廃棄物）の衛生的処分を保障すること。

(4) 癪病院を再建し、隔離及び治療に必要な他の医療設備を設けること。

ニ、食糧

沖縄人の最少限度の必要を充たすために地方産物を補足するに必要な食糧その他基本的物品を輸入すること。

ホ、労働

(1) 沖縄人社会再建のために有要なる職業を最大限度に興すことを援助すること。なお住民の便利のため輸入され、又今後輸入される大量の食糧及び材料の一部弁償の方法として沖縄人に非民間作業に従事する機会を与えること。

(2) 住民の総てが部落に必要な労力の割前を提供し部落その他に使用さるる住民すべてが適当なる報酬と適切なる取扱を受けることを保障すること。

(3) 沖縄古来の特殊技能を継続することを奨励し、沖縄の新生活状態に相応しき新技能を啓発すること。

ヘ、経済

- (1) 沖縄人の必要を充たし、且つ将来沖縄人の収入を補足する物品、生産業の組織を奨励促進すること。
- (2) 軍事上の制限の許す範囲内に於て近海に於ける民間の漁業を復興すること。而して地方に現存せる機具ならびにその補足として輸入する機具の使用を以て出来得る範囲内に事業の最大限度の拡張を行うこと。
- (3) 地方材料及び機具を以て必要なる場合は軍政府に於て補足したるものを以て造船及び網製造業を興すこと。
- (4) 住民の食糧生産、特に新鮮なる野菜の如く本島に輸入不可能なる産物及び甘蔗、大豆の如く米国に生産せざる産物を可及的に援助すること。地方肥料の使用の継続を奨励すること。飼料の得られる範囲内に於て家畜の生産を維持し、中央屠殺場に於て監督下に家畜を屠殺する施設を設けること。
- (5) 各個人の社会福祉に対する貢献と生活上最低限度の必要に準拠して最も公平なる配分制度の組織を援助すること。物品は充分ならざる故斯かる配分制度に配給が伴う。
- (6) 大体に於て地方の生産及び配分制度の創設及び經營につき沖縄人に最大限度の責任を負荷すること。

ト、法律及び政治

- (1) 住民の政治機関を設けること。
- (2) 住民相互間の関係を律する法規条例を設けること。
- (3) 司法区域を設けること。
- (4) 民間法廷制度を設けること。

チ、教育

- (1) 沖縄児童のため民間教師を使用するよう小学校制度を設けること。教材の不足のため軍政府及び沖縄教育家に於ては周到なる計画を要す。
- (2) 後日高等の教育、特に職業及び工芸教育制度を設けること。

リ、公益、福祉

- (1) 衣食住の標準を定め維持すること。
- (2) 必要なる家族及び児童に対する救済計画を興しそれを維持すること。
- (3) かかる救済計画の創始及び実行の責任を有する民間委員に専門的援助を与えること。

八、沖縄人諮詢委員が本官に依り承認され就任すると同時に便利なる場所に適當なる事務所を設け左記の事項を処理するものとす。

イ、沖縄の住民の政治機関に関する計画を可及的迅速に本官に提出すること。

ロ、本官の常設諮詢機関たること。

ハ、本官より計画を受け、それを研究答申すること。

ニ、住民の政治経済福祉に関する問題につき具申をなすこと。

九、此の声明は住民に軍政府の当面の意向を知らせるため各住民区域に掲示するものとす。

一九四五年八月十五日

軍政府副司令官

米国マリン軍大佐

C・I・ムーレー

たころで、歴史研究を通して沖縄問題を考えようという意図があり、その後の沖縄研究の隆盛に先駆けたものであった。本書の特徴は、沖縄史に科学的な段階区分の導入を試みた点にあり、〈近世琉球には封建制はなかった〉とするなど、大胆な問題提起を含んでいた。しかし、*三分(部)八運賃にみられるように、その後の研究により修正を迫られている問題も少なくない。〈田里 修〉

沖縄歯科医学会 おきなわしかいがっかい ⇨ 沖縄
県歯科医師会

沖縄歯科衛生士学院 おきなわしかえいせいしがくいん 1976年(昭和51)*沖縄県歯科医師会館(浦添市牧港)内に開設。当時の沖縄は歯科医師数約140人で、そのうえ多くの離島を抱えているため、口腔衛生思想の向上および普及の面で他府県に比べ相当の格差があった。しかも復帰後は医療皆保険、老人保険などの実施で患者の受診率は倍増したが、勤務歯科衛生士数はわずか20人前後であった。このような状況下で歯科医療をより能率的に推進するためには衛生士の養成が急務であり、歯科医師会員、諸関係団体の積極的な協力により設立された。修業年限1年、定員30人。→沖縄県歯科衛生士会

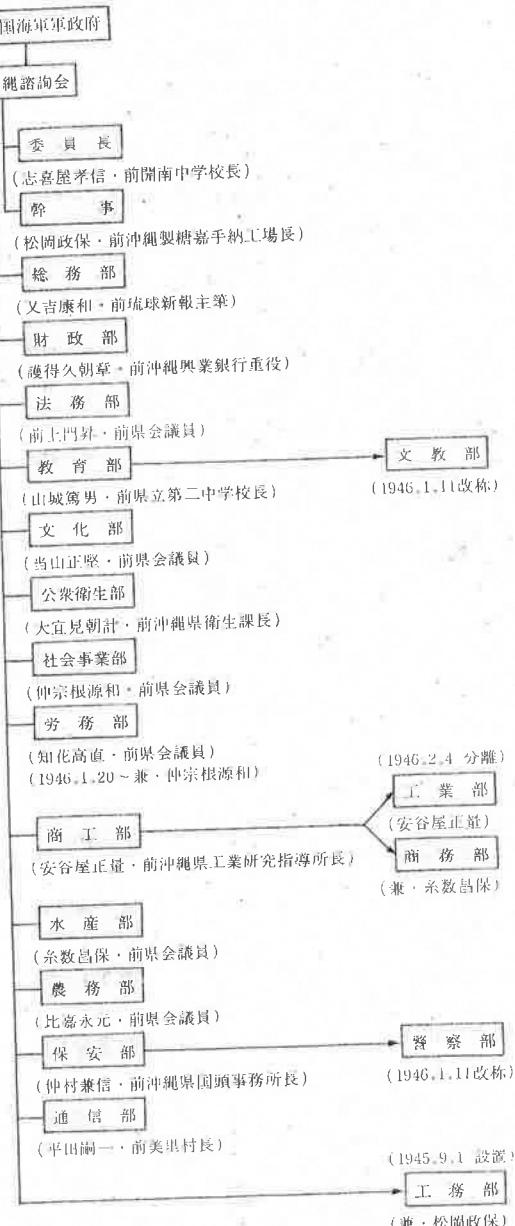
沖縄諮詢会 おきなわじゅんかい 戦後沖縄最初の中央政治機構。*米軍政府の諮問機関として1945年(昭和20)8月20日、石川市においてスタートし、以後46年4月に*沖縄民政府が創設されるまで米軍政府と沖縄住民の意思の疎通をはかる機関として機能した。*沖縄戦が一段落を告げ、*ポツダム宣言受諾によって日本の無条件降伏が決定した45年8月15日、すでに米軍占領下にあった沖縄では、米軍政府によって石川市に各収容地区の住民代表からなる仮沖縄人諮詢会が招集され、席上、米軍政府側から沖縄諮詢会の設置と米軍政府の統治方針が発表された。この声明のなかで米軍政府は、同諮詢会の委員を15人とし、選出にさいして以下のような条件を



沖縄諮詢会のメンバー

つけた。それは、①各委員は農漁部・商工部・衛生部・教育部・社会事業部・労務部・保安部・警務部・法務部などの各部についての専門的な知識技能をもち、②一部の地区にかたよることなく各社会階級の代表者であり、③日本の軍部や帝国主義者と密接な関係をもたないこと、などであった。同日、各地区から招集された住民代表のなかから24人が委員候補として選出され、同20日の仮沖縄人諮詢会での選挙によって15人の委員が選出され、ここに戦後沖縄最初の中央政治機構、沖縄諮詢会のスタートした。そして、同年8月29日の第1回諮詢会の会議で委員長に志喜屋孝信を選出、各委員の職務分担

油縄諮詢金機構圖 (1945.8.20~1946.4.24)



出所：昭和第一銀行行政機構変遷史料(1982)による

土地所有権認定作業等の流れ（年表）

	米国軍政府	沖縄諮詢会（1945.8.20～1946.4.24） 沖縄民政府（1946.4.25～1950.11.3）	備考（詳細）
昭和20年8月15日	「第1回仮沖縄諮詢会」開催	・全島39箇所の収容キャンプから住民代表128名が石川に召集され、第1回の反諮詢会が開催された。 ・その中で「仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明」	
昭和20年8月15日	「仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明」	・資料 5	
昭和20年8月20日	「第2回仮沖縄諮詢会」	・諮詢委員の選挙が行われ、24名の候補者より15名の委員当選を決定	
昭和20年8月29日	「第1回沖縄諮詢委員会」	・委員長及び幹事の選挙が行われ、委員長に志喜屋孝信が選出 ・部門の設置と部長の互選が行われ、総務部、公衆衛生部、法務部等の13部門を設置し、各部長の互選により決定	
昭和21年2月28日	「土地所有権関係資料蒐集に関する件」 米国海軍軍政府本部指令第121号	・資料 1	
昭和21年4月18日		「土地調査二関スル件」 諮詢会総務部長（沖縄土第1号）	・資料 2
昭和21年4月25日	沖縄民政府の創設		
昭和25年4月14日	「土地所有権証明」 米国軍政府本部特別布告第36号	・資料 3	

久高議長提出資料に対する調査結果

1 提出資料

問い合わせのあった件(森林法における保安林指定状況)について、
下記をご確認ください。

※下記一覧は、照会時に提出のあった資料により作成しています。
誤りがある場合は、ご連絡ください。

問い合わせのあった保安林照会に係る筆一覧

那覇市上之屋1丁目	12-1	保安林である	保安林でない
(旧)字上之屋泊後原191			
那覇市上之屋1丁目	12-2	保安林である	保安林でない
(旧)字上之屋上之屋原295-2,295-3,295-4,295-5,295-6,295-7			
那覇市おもろまち1丁目	1-4	保安林である	保安林でない
(旧)字上之屋上之屋原201			
那覇市おもろまち1丁目	6-8	保安林である	保安林でない
(旧)字上之屋上之屋原191			
那覇市おもろまち1丁目	1-3	保安林である	保安林でない
(旧)字上之屋上之屋原295-1			
那覇市おもろまち1丁目	6-7	保安林である	保安林でない
(旧)字上之屋上之屋原295-1			
那覇市おもろまち1丁目	6-6	保安林である	保安林でない
(旧)字天久東原219-2,221-1			
真和志村字天久	1380		
真和志村字天久	1401		
真和志村字天久	1417		
真和志村字天久	1434		
真和志村字天久	1435		

当該地番にかかる資料は
確認できませんでした

また上記のすべての筆については、調査の結果、過去に
保安林である履歴がなかったことを申し付け加えます。

2 確認結果

- (1) ヒアリング部署 沖縄県農林水産部 森林管理課 森林保全班
(2) ヒアリング内容

- ①一般的な照会では、地番を特定して照会を受け、保安林台帳等と照合を行い、回答する。
- ②真和志村天久の 5 筆は、現在の地番が特定できなかったため、保安林台帳で確認できなかった旨回答したものである。
- ③沖縄県の資料等についても、戦争で焼失していたため、1950 年代に琉球森

林法に基づき、保安林を指定し、整備してきた。過去の資料があるものについては、指定の日付が明治になっているものもある。

- ④沖縄県が日本に復帰する際に、森林法が適用され、保安林台帳を新しく編集してきたところであり、その年代は 1972 年以降である。
- ⑤戦前に指定されていた保安林が戦後どのように取り扱われたかについては、資料がなく確認できない。
- ⑥今改めて指定すると改定した場合、過去の資料があるという条件のみで保安林に指定するのではなく、現状が保安林の要件を満たしているのを指定することとなる。

令和4年6月4日

沖縄県森林管理課長様

那覇市上下水道局総務課長
(公印省略)

当局が戦前に所有していた土地（保安林）について（依頼）

- ・（照会1）で適用となっていた場合は（照会2）を、適用されていなかった場合は（照会3）を回答してください。
- ・裏面のイメージ図を参考にしてください。
- ・（照会4）は添付資料の沖縄県統計書をご確認ください。

（照会1）：日本国内では昭和26年に森林法が施行されるまでの期間は、旧森林法が適用されていたかと思いますが、沖縄では米軍に統治された昭和20年から琉球森林法（米国布令）が施行された昭和26年までの期間（※①）は、日本国内と同様に旧森林法の適用となっていたのでしょうか。

（照会2）：（照会1）で適用となっていた場合、沖縄で米軍に統治された昭和20年から琉球森林法（米国布令）が施行された昭和26年までの期間（※①）で、解除申請がなされ保安林の指定を解除した事例があればご教授ください。

（照会3）：（照会1）で適用されていなかった場合、沖縄で米軍に統治された昭和20年から琉球森林法（米国布令）が施行された昭和26年までの期間（※①）で、他にどのような法令が適用されたかご教授ください。

（照会4）：昭和15年の沖縄県統計書によると真和志村の保安林は101反（30,300坪）あるとされておりますが、昭和30年の沖縄県統計書によると真和志市は2反（600坪）となっております。この15年間で99反（29,700坪）の保安林が減少しておりますが、この期間の保安林の解除申請の事例はありましたでしょうか。なければどのようにして保安林以外の用途とされたと考えられますでしょうか。

（照会5）：昭和15年と昭和30年の沖縄県統計書で比較すると、昭和30年で保安林が大きく減少している市町村があるのを確認できますが、多くは戦災で焼失されたものと思われますが、戦後解除申請はされていたのでしょうか。

令和4年8月 16 日

沖縄県森林管理課 森林保全班 殿

林野庁森林整備部治山課
田畠 良輝

那覇市からの保安林に係る照会について(回答)

令和4年6月 13 日付で照会依頼のあった標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

照会1について

昭和 20 年から琉球森林法が施行された昭和 26 年までの期間について、沖縄県で旧森林法が適用されていたのか、或いは旧森林法に代わる他の法律が適用されていたのかどうかを把握する資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えます。

照会3について

上記、照会1により、昭和 20 年から琉球森林法が施行された昭和 26 年までの期間について、旧森林法に代わる他の法律が適用されていたのかどうかを把握する資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えます。

照会4について

昭和 15 年から昭和 30 年までの期間について、保安林解除に係る資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えます。

照会5について

上記、照会4により、昭和 15 年から昭和 30 年までの期間について、保安林解除等に係る資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えます。

以上